

◎新潟県告示第1246号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年12月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
さくらい歯科クリニック	村上市北新保字正樹院屋敷571番地55	平成28年9月30日
加茂駅前薬局	加茂市駅前10-4	平成28年9月30日
すみよし調剤薬局	上越市住吉町63番地	平成28年10月1日
にのみや内科クリニック	加茂市駅前1番1号	平成28年9月30日
中川内科医院	三条市東三条2丁目2番18号	平成28年9月30日
わか皮ふ科クリニック	上越市とよば4番地	平成28年9月30日